

中期目標期間に係る業務実績評価（中間評価）の概要

1 趣 旨

公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2第1項第1～3号の規定により事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受ける必要があり、今回、当評価委員会に第3期中期目標期間の中間評価に係る業務実績報告書が提出されました。

評価委員会は、法人が行う業務の公共性及び業務運営の透明性の確保を図るために、提出があった業務実績報告書を基に当該中期目標期間の中間評価に係る業務の実績について評価を行い、その結果を通知、報告、公表することとされています。

2 手続に係るイメージ図

